

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
（略）	（略）	（略）	（略）
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	<p>第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、<u>第二十七条の十三第一項、第二十七条の十五第四項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、</u>第二十七条の二十九第二項及び第三項、<u>第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、<u>第三十八条の二の二第二項（第三十八条の四第二項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場</u></u></p>	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	<p>第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、<u>第二十七条の十三第一項、<u>第二十七条の十五第三項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、</u></u>第二十七条の二十九第二項及び第三項、<u>第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、<u>第三十八条の二第二項（第三十八条の四第二項及び第三十八</u></u></p>

	る場合を含む。)、第三十九条の六(第四十七条の五、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)、第四十七条の四(第七十一条の三第十一項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第七項、第七十三条第三項、第七十七条、第八十一条の二第二項、第八十八条第一項、第九十二条、第九十二条の三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第百条第四項、第百二条の二第三項、第百二条の三第一項及び第二項(第百二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第百二条の四第一項並びに第百二条の五第一項及び第三項
(略)	(略)
電波法施行規則 (昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十四号)	第六条の三、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二において準用する場合を含む。)、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の

	合を含む。)、第三十九条の六(第四十七条の五、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)、第四十七条の四(第七十一条の三第十一項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第七項、第七十三条第三項、第七十七条、第八十一条の二第二項、第八十八条第一項、第九十二条、第九十二条の三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第百条第四項、第百二条の二第三項、第百二条の三第一項及び第二項(第百二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第百二条の四第一項並びに第百二条の五第一項及び第三項
(略)	(略)
電波法施行規則 (昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十四号)	第六条の三、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十

	七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第二項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	第五条、第七条第五項、第八条第一項（第十一条第二項、第十二条第三項、第二十条の三第六項、第二十条の三の二第六項及び第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項前段において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一項（第十六条第五項及び第二十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十六条の二、第二十条の二第二項（第二十条の十第二項、第二十五条の八及

	一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第二項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	第五条、第七条第五項、第八条第一項（第十一条第二項、第十二条第三項、第二十条の三第六項、第二十条の三の二第六項及び第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項前段において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一項（第十六条第五項及び第二十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十六条の二、第二十条の二第二項（第二十条の十第二項、第二十五条の八及

び第二十八条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の三第一項及び第八項（第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の三の二第二項（第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十三条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十九第一項、第二十五条

び第二十八条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の三第一項及び第八項（第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の三の二第二項（第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十三条の二から第二十四条の二第一項まで、第二十四条の三、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項、第二項及び第三項（これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十九第一項、第二十五条の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び

	の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二（第三十一条の三及び第三十一条の四において準用する場合を含む。）
(略)	(略)
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）	第三条第一項、第五条第一項、第六条第四項及び第五項、第九条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十一条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十七条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第四項及び第五項、第二十九条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項
(略)	(略)

	第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二（第三十一条の三及び第三十一条の四において準用する場合を含む。）
(略)	(略)
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）	第三条第一項、第五条第一項、第六条第四項及び第六項、第九条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十一条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十七条第四項及び第六項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第四項及び第六項、第二十九条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条第四項及び第六項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項
(略)	(略)